

## 産後ケアの拡充について

## 1 背景

本事業は母子保健法の改正に伴い、法律に位置づけられ、「市区町村は、産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児につき、産後ケア事業を行うよう努めなければならない」と規定された。

その法改正の趣旨を受け、本事業の拡充を行うことで、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」の更なる充実を図る。

## 2 拡充内容

## (1) 宿泊型及びデイサービス型

区が委託する産科医療機関や助産所において、産後の休養と助産師等による心身のケアや育児サポート等の支援を宿泊または日帰りで利用する場合、利用料の一部を助成する。

		～令和3年3月	令和3年4月～
宿泊型 【既存】	対 象	産後4か月未満の母子で、心身の不調や育児不安がある等の他、支援が必要な者	(変更なし)
	助 成 額 (*)	25,000円	
	利用上限	7日	
デイサービス型 【新規】	対 象	(新規)	産後4か月未満の母子で、心身の不調や育児不安がある等の他、支援が必要な者
	助 成 額 (*)		16,000円
	利用上限		7日(宿泊型との合計回数)

\* 非課税世帯・生活保護受給世帯には加算あり。

(2) 外来型及びアウトリーチ型乳房ケア

区が委託する産科医療機関や助産所の助産師等が乳房トラブルを解消するとともに心身のケアや育児サポート等の支援を施設または訪問で行う場合、利用料の一部を助成する。

		～令和3年3月	令和3年4月～
外来型 【既存】	対 象	産後4か月未満で乳房トラブルを抱える産婦	産後1年未満で乳房トラブルを抱える産婦
	助成額 (*)	初回 4,000円 2回目～ 3,000円	(変更なし)
	利用上限	3回	6回 (アウトリーチ型との合計回数)
アウトリーチ型 【新規】	対 象	(新規)	産後1年未満で乳房トラブルを抱える産婦
	助成額 (*)		初回 4,800円 2回目～ 3,800円
	利用上限		6回 (外来型との合計回数)

\* 非課税世帯・生活保護受給世帯には加算あり。

3 予算額

歳入 31,823千円

歳出 43,680千円

4 スケジュール

令和3年4月

改正母子保健法施行・事業拡充